

宮津市教育振興計画

平成28年3月

宮津市

目 次

第1章 宮津市教育振興計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 本計画の位置づけ	2
3 本計画の期間	2

第2章 宮津市の教育を取り巻く現状と課題

1 少子高齢化と児童生徒の現状	3
(1) 宮津市の推計人口	3
(2) 幼稚園・保育所(園)等の入園状況	4
(3) 児童生徒(小学校年齢・中学校年齢)の状況	5
(4) 放課後児童クラブの利用児童	5
2 教育・保育施設の現状	6
(1) 幼稚園・保育所(園)・認可外保育施設・小中学校・放課後児童クラブの設置状況	6
(2) 地区公民館・図書館・体育館等社会教育施設の設置状況	7
3 少子高齢化等に伴う課題	8

第3章 基本理念とめざす人間像

1 基本理念	9
2 めざす人間像	9
3 本計画の体系	10

第4章 基本方針と施策

基本方針1 明日の宮津を創る子どもの育成	11
●学びの基礎を育てる教育・保育内容の充実	11
●質の高い学力の充実・向上	13
●心身ともに健やかな子どもの育成	17
●特別支援教育の充実	20
●就学前の教育・保育環境の充実	22
●学校教育環境の整備・充実	23
●放課後児童クラブの充実	26
基本方針2 生涯にわたる充実した豊かな学び	27
●生涯学習の充実	27
●生涯スポーツ社会の実現	29
●社会教育施設の整備・充実	31
●家庭や地域の教育力の向上	33
●人権教育・人権啓発の推進	35
基本方針3 誇りと愛着のある地域文化の保存・活用	37
●文化財の保護と活用	37
●文化・芸術活動の促進	39

第5章 あとがき

あとがき	40
------	----

資料編

資料編	41
-----	----

第1章 宮津市教育振興計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

近年の少子高齢化やグローバル化の進展に伴う地域社会、家族の変容などにより、社会全体の活力の低下や個々人の孤立化や規範意識の低下など、我が国の教育を取り巻く環境は危機的な状況にあるといわれています。

宮津市では、平成元年に『宮津市民憲章』を制定し、将来にわたる豊かなまちづくりに向けた市民の守るべき規範を示すとともに、平成23年に策定した『みやづビジョン2011』の基本施策“教育の充実と人材育成”を推進するため、様々な教育施策の振興を図ってきました。

こうした中、平成27年4月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」が改正され、地方公共団体の長は当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

このため、本市では教育の基本的な方向性を示す指針となる宮津市教育大綱（以下「大綱」という。）を平成27年11月に策定したところです。

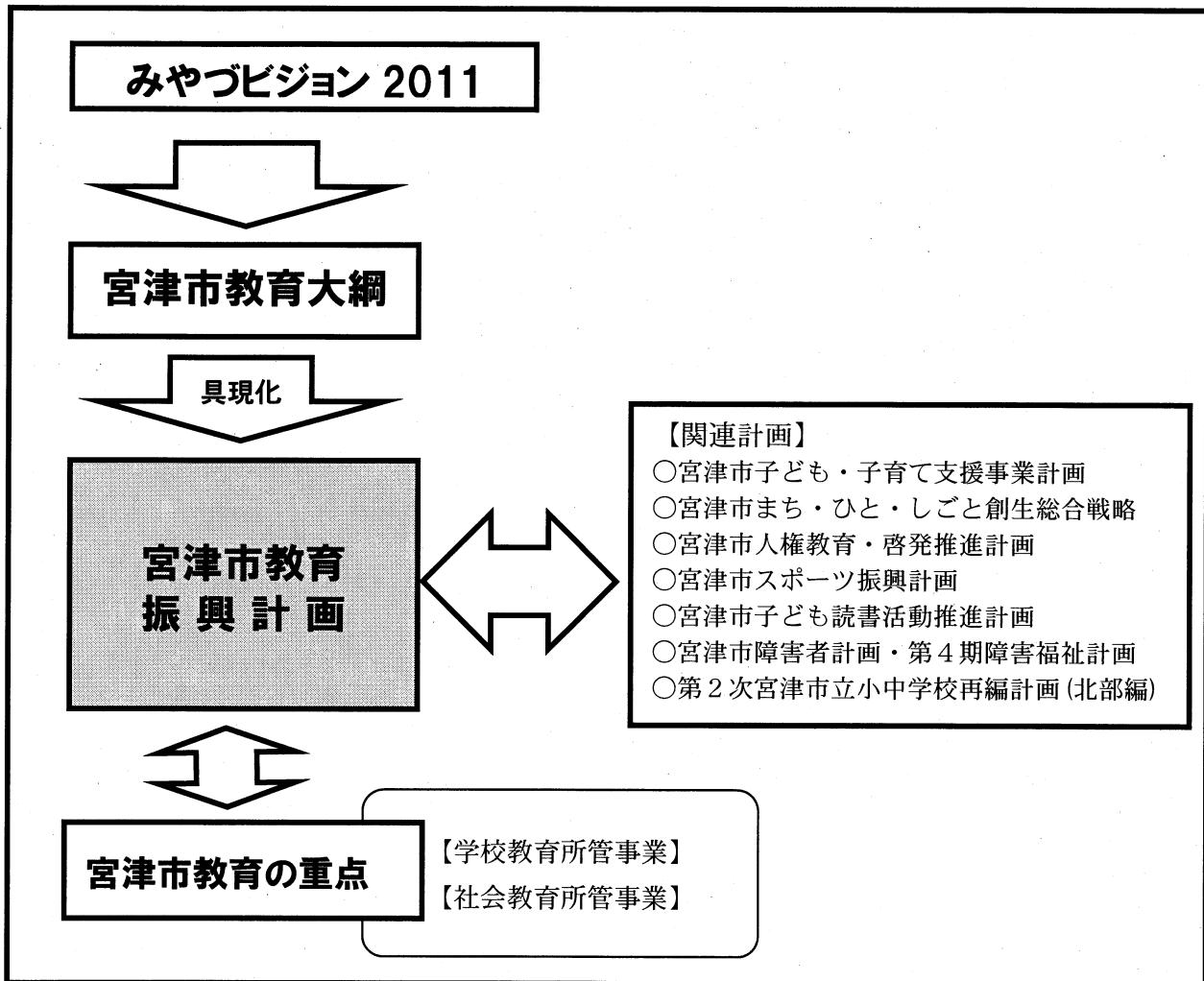
この大綱では、基本理念やめざす人間像、基本方針に基づく施策の内容を示すとともに、社会総がかりで教育にあたり、未来を担う子どもの育成、市民一人ひとりが自ら学び、成長を続ける生涯現役の風土づくり、豊かな心が育まれ、文化が息づくまちの実現を目指すこととしております。

大綱に掲げる基本理念・めざす人間像を実現していくためには、宮津市全体で各施策の目指す方向性を共有し、その実現に向けた取組を積極的に進め、直面する様々な教育課題に対応していかなければなりません。

このため、本市においては、これまでの教育施策に関わる取組の状況や、社会環境の変化を踏まえるとともに、宮津市子ども・子育て支援事業計画など教育に関連する様々な計画も視野に入れながら、宮津市総合教育会議において、大綱を具現化する本市独自の行動計画として宮津市教育振興計画（以下「本計画」という。）を策定することとしたものです。

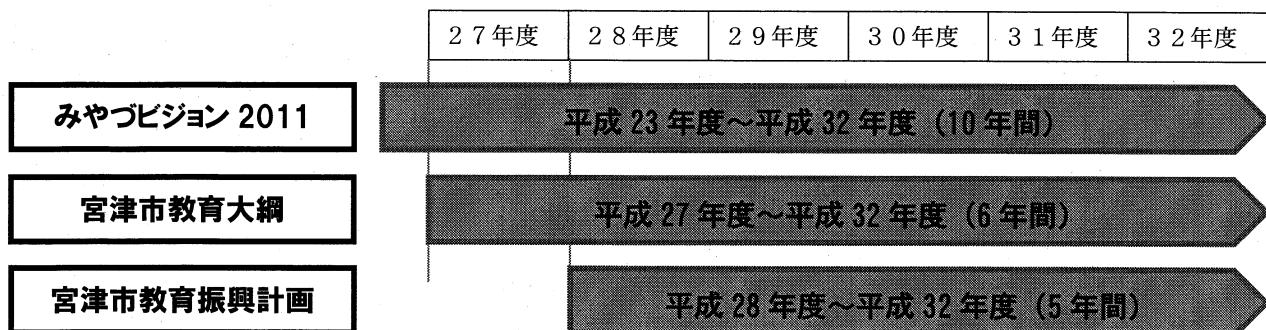
2 本計画の位置づけ

本計画は、『宮津市教育大綱』（平成27年度～平成32年度）の理念を具現化し、より一層教育の振興を図るための計画とするものです。



3 本計画の期間

本計画の期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とします。ただし、社会状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合は、その都度見直しを行います。



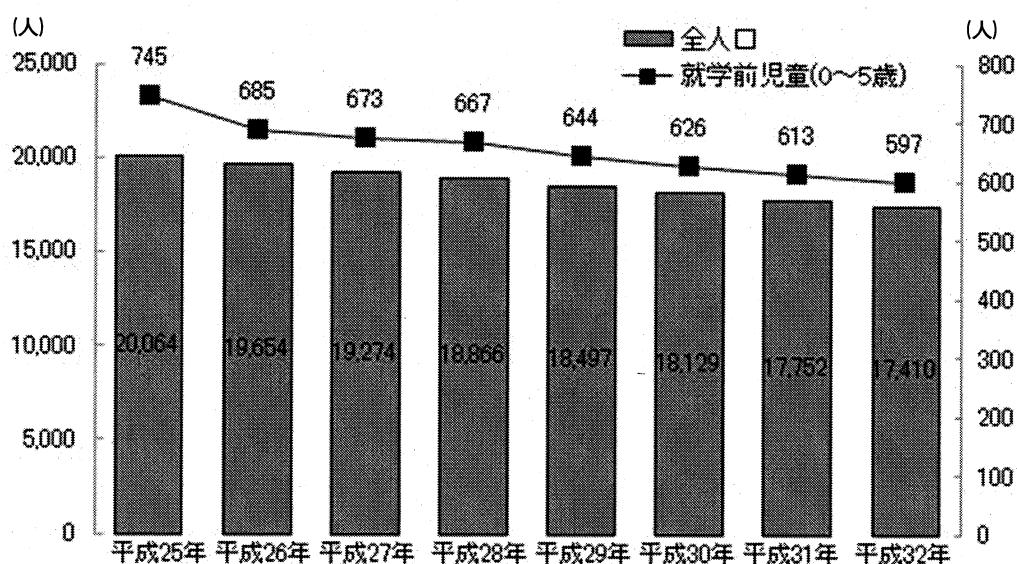
第2章 宮津市の教育を取り巻く現状と課題

1 少子高齢化と児童生徒の現状

(1) 宮津市の推計人口

将来の市の全人口と就学前児童数（0～5歳）（図1）を推計した結果、今後も人口減少が進むと予測され、総人口は平成28年には19,000人を割り込むとともに、また、就学前児童数は平成26年には700人を割り込み、平成32年には600人を割り込むものと推察されます。

■全人口と就学前児童数（0～5歳）（図1）



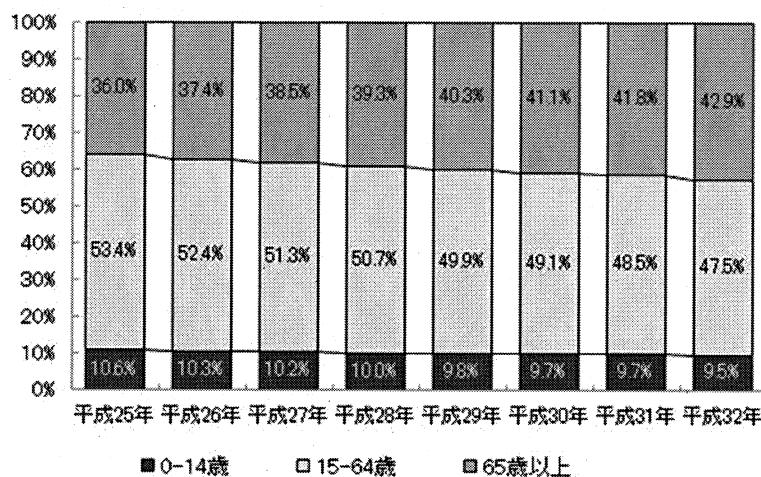
資料：宮津市子ども・子育て支援事業計画（コーホート要因法による宮津市の推計人口）
ただし、平成27年の実績値と平成32年の推計値は資料（宮津市子ども・子育て支援事業計画）の数値とは異なる。

- ※ 各年とも4月1日現在で住民基本台帳人口（外国人含む）を基礎資料としている。
- ※ この推計値は、コーホート要因法^{*1}によって求めたものであり、社会経済情勢の変化や宅地等の開発、各種施策等による社会的要因にかかる補正等は行っていない。

*1 コーホート要因法…コーホートとは、同年（または同期間）に出生した集団のことをいい、コーホート要因法とは、その集団ごとの時間変化（出生、死亡、移動）を軸に人口の変化をとらえる方法をいいます。

人口割合（図2）の推移及び推計では、年少人口（0歳～14歳）と生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は将来的に減少傾向にある一方、高齢人口（65歳以上）の割合は増加する傾向にあり、本市の少子高齢化が進んでいます。

■年齢3区分別人口割合の推移及び推計（図2）



資料：宮津市子ども・子育て支援事業計画（コーホート要因法による宮津市の推計人口の基礎数値から引用）
ただし、平成27年の実績値と平成32年の推計値は資料（宮津市子ども・子育て支援事業計画）の数値とは異なる。（各年4月1日現在）

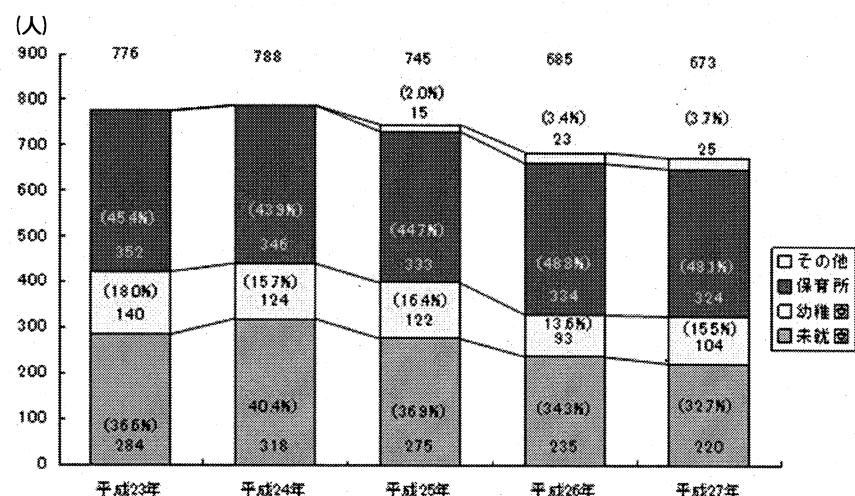
（2）幼稚園・保育所（園）等の入園状況

就学前児童数のうち、入園（所）児童（図3）の状況として、幼稚園は、年々減少傾向にあり、平成26年には入園児童が激減しましたが、平成27年からの公立幼稚園の3歳児教育の導入により、入園児童は若干回復傾向にあります。一方、保育所（園）は、近年では330人前後でほぼ横ばい状態で推移しています。また、平成25年からその他施設（認可外保育施設）の新規開設に伴い新たな入所児童があります。施設別の入園割合を見ると、保育所（園）が40%台と最も多く、次いで幼稚園が15%前後、その他（認可外保育施設）が3%台となっています。

■入園（所）児童（図3）

資料：幼稚園の数値は教育委員会事務局総括室学校教育係、保育所の数値は健康福祉室子育て支援係の数値を引用。その他（認可外保育施設）の数値は認可外保育施設から提供受けた数値であり、未就園は推計人口から入園（所）児童数を差し引いた数値としている。（各年4月1日現在）

なお、その他施設において、宮津武田病院の利用児童数は除く。

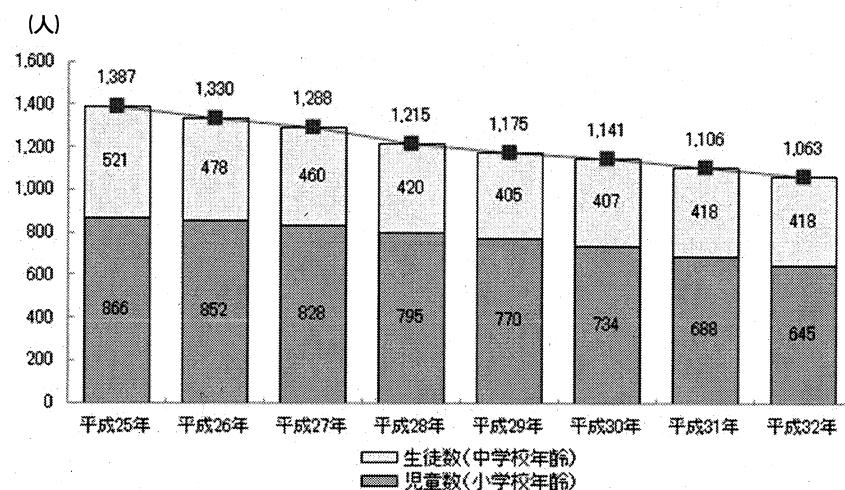


(3) 児童生徒（小学校年齢・中学校年齢）の状況

市内に住所を有し、小学校及び中学校年齢に該当する児童生徒（図4）の推移を見ると、年々減少しています。今後も本市の人口減少と相まって児童生徒も減少傾向が続くものと推察されます。

※ なお、数値には与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校や京都府立与謝の海支援学校等、宮津市立小中学校以外の学校に在籍する児童生徒も含みます。

■児童生徒の推移と推計（図4）

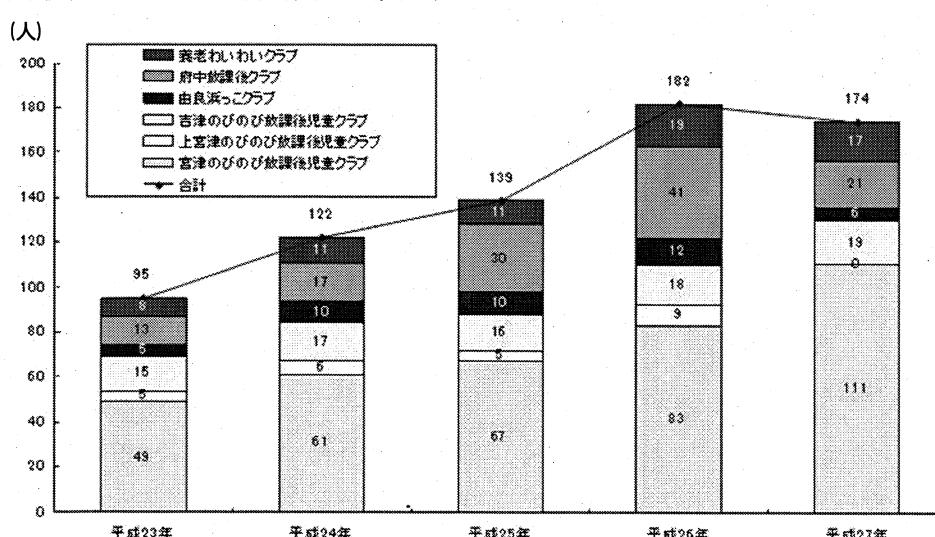


資料：宮津市子ども・子育て支援事業計画（コーホート要因法による宮津市の推計人口の基礎数値から引用）
ただし、平成27年の実績値と平成32年の推計値は資料（宮津市子ども・子育て支援事業計画）の数値とは異なる。（各年4月1日現在）

(4) 放課後児童クラブの利用児童

放課後児童クラブの利用児童（図5）を見ると、就労する保護者の増加により、放課後児童クラブを利用する児童も年々増加しています。特に、公立の宮津のびのび放課後児童クラブの利用児童の増加が顕著であることが伺えます。

■放課後児童クラブの利用児童（図5）



資料：平成23年から平成26年までは健康福祉室子育て支援係の数値を引用。平成27年は教育委員会事務局総括室学校教育係の数値を引用。
(各年4月1日現在)

2 教育・保育施設の現状

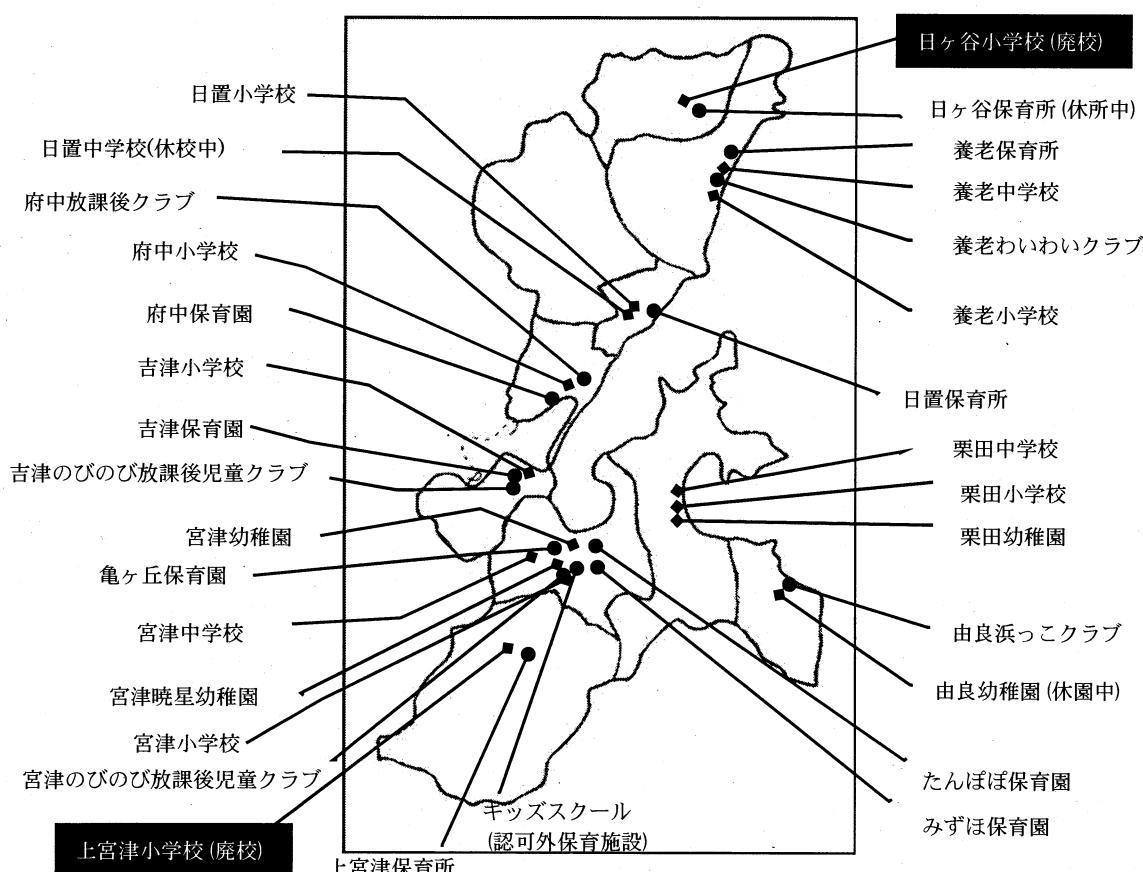
(1) 幼稚園・保育所(園)・認可外保育施設・小中学校・放課後児童クラブの設置状況

現在、市内には、幼稚園3箇所(公立2園、私立1園)、保育所(園)8箇所(公立3所、私立5園)、認可外保育施設1箇所、小学校6校、中学校3校、放課後児童クラブ5箇所が設置されています。(図6)

近年の少子化に伴う児童生徒の減少により、幼稚園・保育所(園)・認可外保育施設・小中学校・放課後児童クラブ数の推移(表1)では、平成19年度と平成27年度を比較すると、教育施設(幼稚園、小学校、中学校)が16校(園)から12校(園)と、4箇所が統廃合により減少しています。

■幼稚園・保育所(園)・認可外保育施設・小中学校・放課後児童クラブの設置状況(図6)

<図6 ◆: 教育施設(幼稚園・小中学校) ●: 保育施設(保育所(園)・認可外保育施設・放課後児童クラブ)>



■幼稚園・保育所(園)・認可外保育施設・小中学校・放課後児童クラブの推移(表1)

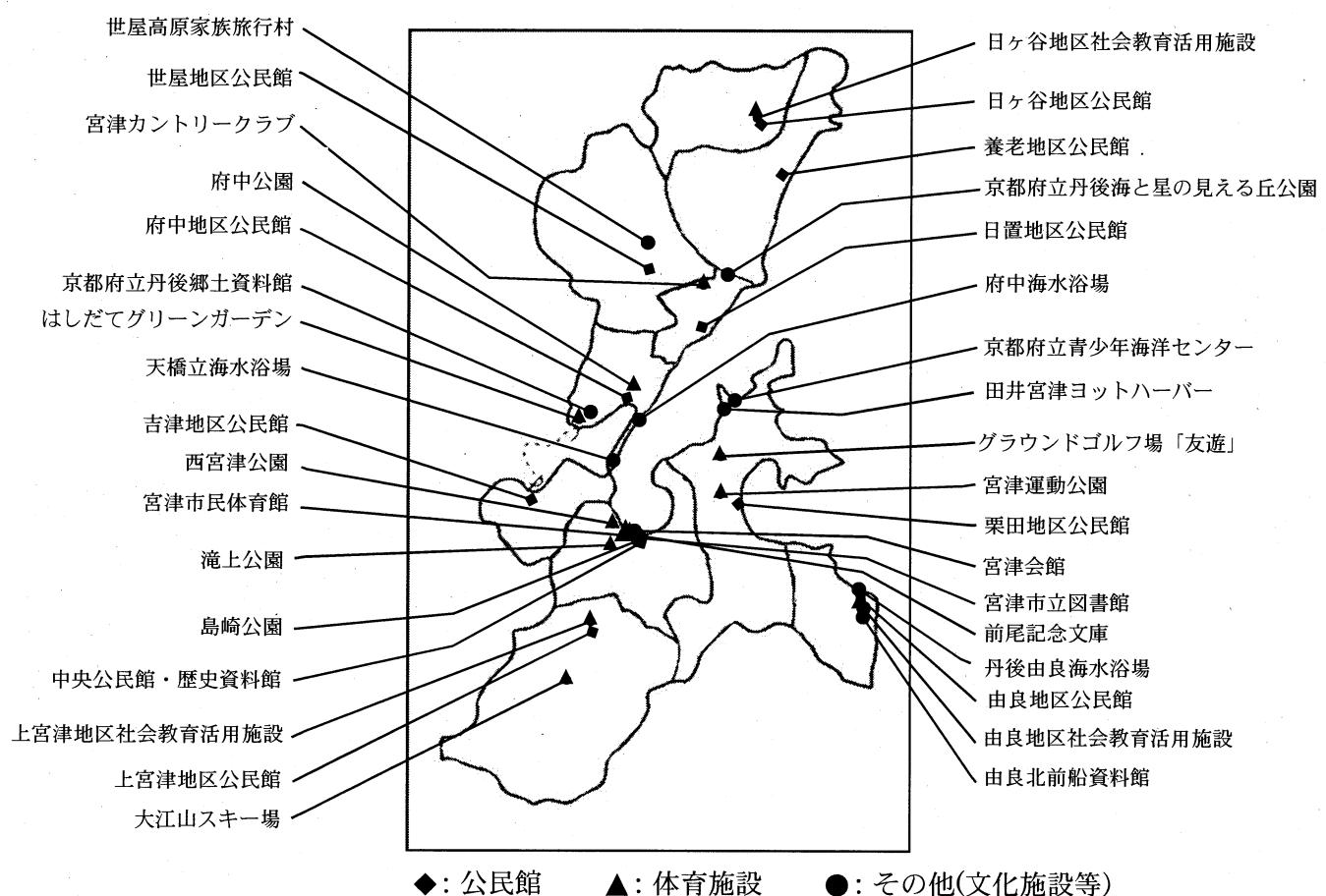
	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
幼稚園	4	4	4	4	4	4	3	3	3
保育所(園)	8	8	8	8	8	8	8	8	8
認可外保育施設	0	1	1	1	1	1	2	2	1
小学校	8	8	8	8	8	7	7	7	6
中学校	4	4	4	4	4	4	4	3	3
放課後児童クラブ	3	3	5	5	5	6	6	6	5
計	27	28	30	30	30	30	30	29	26

※休園(所)、休校中、廃校の施設を除く。

(2) 地区公民館・図書館・体育館等社会教育施設の設置状況

現在、市内には、公民館 10 館（中央公民館 1 館、地区公民館 9 館）、ホール 2 施設、図書館 2 館、体育施設 13 施設、歴史資料館 3 館（内 1 館休止中）、海水浴場 3箇所、キャンプ場 1 箇所、ヨットハーバー 1 施設、生涯学習施設 2 施設が設置されています。

■現在の社会教育施設の設置状況（図 9）



※ 上記施設は、平成 27 年度社会教育調査報告書から

3 少子高齢化等に伴う課題

年齢3区分別人口割合の推移及び推計（図2）（4ページ）のとおり、年少人口（0歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合は減少する一方、老人人口（65歳以上）の割合は増加を続けており、年齢構成が大きく変化し、少子高齢化が急速に進行しています。

さらに、本市では、人口が減少する、地域経済が低迷する、そして地域活力が衰退するという負のスパイラルに陥っています。このため、平成27年10月に策定した「宮津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン/総合戦略」では、将来的な本市人口を見定める中で基本方針等を定め、この負のスパイラルに歯止めをかける取組を強力に進めることとしています。

一方で、少子高齢化等の進行は、本市教育にとって以下のような課題が挙げられます。

[人口減少に伴う課題]

特に本市北部の小中学校は、児童生徒数の減少により、在籍者がいない学年がある学校、男女数の偏りがある学校、複式学級が編制されている学校、また、複式学級の編制までには至らないものの、1学年の児童生徒数が10人に満たない学校など、集団を必要とする教育が実施できない状況にある学校があり、教育環境への様々な課題が生じることが懸念されています。

[教育・保育施設の課題]

これまでの幼稚園・保育所（園）、小中学校の統廃合等により、保育所1箇所・幼稚園1箇所、中学校1校が休校（園）中、さらには、小学校2校が廃校となっています。現在、廃校の施設が未活用であることから、当該施設の有効活用が課題となっています。

また、施設の設置状況では、特に就学前において宮津地区に教育・保育施設が集中していますが、教育施設若しくは保育施設の一方しか設置されていない地域があるなど地域間格差が課題となっています。

[社会環境の変化に伴う課題]

地域の希薄化やライフスタイルなどの社会環境の変化に伴い、家庭や地域社会における教育力や対人関係などの思いやりを育む力の低下、子どもの学力の身に付きにくさ、不登校やいじめ、さらには、経済的理由により就学困難な児童生徒の増加など子どもの貧困問題も深刻な課題となっています。

このような課題を踏まえ、地域社会が一丸となって教育にあたり、未来を担う子どもの育成や、市民一人ひとりが自ら学び成長を続ける生涯現役の風土づくり、さらには、豊かな心が育まれ文化が息づくまちを実現するため、子どもから大人までそれぞれのライフステージにあった本市教育の取組が享受できる環境を整えていく必要があります。

第3章 基本理念とめざす人間像

1 基本理念

『教育のまち みやづ』 ～豊かな心が育まれ文化が息づくまち～

本市は、日本三景天橋立に代表される美しい自然と悠久の歴史に育まれ、すぐれた文化を継承するまちです。明治初期には、自由民権運動に心を寄せる人々により天橋義塾が開かれるとともに、京都府下で2番目に古い公立幼稚園が発足するなど、歴史的にも先駆的な教育機関を育んだ、いわば教育のまちとしての風土を有しています。さらには、現在、市内に3校の特色ある高等学校が設置され、市内外から数多くの生徒が通学しています。このように、先人からの知恵をつないできた当地は、住民の誇りでもあり財産でもあります。

このため、地域住民が誇りを持って社会総がかりで教育にあたる「教育のまち みやづ」として、未来を担う子どもの育成、市民一人ひとりが自ら学び成長を続ける生涯現役の風土づくり、豊かな心が育まれ文化が息づくまちの実現を目指すことを基本理念とします。

2 めざす人間像

■知恵をつなぎ、自然・人・社会とつながる人

先人からの知恵をつなぎ、当地の豊かな環境を大切にし、温かい心で人にふれあい、積極的に地域と関わりながら、地域で育まれた文化を愛し育て、みんなとともに明日の宮津を創る人を目指します。

■知恵を活かし、新しい価値を創り出して世界に発信する人

先人からの知恵を活かし、高い志とグローバルな視野を持って、自らの能力や可能性を最大限に伸ばし、想像力豊かに明日の宮津のまちづくりに貢献できる人を目指します。

■ふるさと宮津への愛と誇りを持ち、明日の宮津を創る人

ふるさとのよさを学び、身に付けるとともに、健やかな心と身体を育みながら、平和な社会と豊かな開かれたまちを創るために、ふるさとを築く産業に貢献し、活力ある宮津を創る人を目指します。

3 本計画の体系

基本理念	『教育のまち みやづ』～豊かな心が育まれ文化が息づくまち～
めざす人間像	<ul style="list-style-type: none"> ■知恵をつなぎ、自然・人・社会とつながる人 ■知恵を活かし、新しい価値を創り出して世界に発信する人 ■ふるさと宮津への愛と誇りを持ち、明日の宮津を創る人
基本方針	<p>[基本方針1 明日の宮津を創る子どもの育成] よりたくましく、優しい子どもの育成を基本としつつ、夢と希望を持ち、ふるさとの様々な知恵や力を活かし、豊かな感性と社会性が育つ子どもの育成に努めます。</p> <p>[基本方針2 生涯にわたる充実した豊かな学び] 市民一人ひとりが生涯にわたって学習やスポーツ活動に親しみ、生き生きと心豊かに暮らしていくよう、学習機会の場の提供を図るなど、学習環境の充実に努めます。</p> <p>[基本方針3 誇りと愛着のある地域文化の保存・活用] 先人たちが遺した本市の豊かな歴史・文化的資源を次世代へ保存・継承するとともに、生活に息づく文化・芸術活動の振興を図り、郷土への愛着と誇りを育む環境づくりに努めます。</p>
施策	<p>基本方針1 明日の宮津を創る子どもの育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学びの基礎を育てる教育・保育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ■質の高い就学前教育・保育の充実 ●質の高い学力の充実・向上 <ul style="list-style-type: none"> ■質の高い学力を育む ■社会を生き抜く力を育む ■学校・家庭・地域との協働による教育力の向上 ●心身ともに健やかな子どもの育成 <ul style="list-style-type: none"> ■豊かな人間性を育む ■たくましいからだの育成 ■個性や能力の育成 ■教育力の向上 ●特別支援教育の充実 <ul style="list-style-type: none"> ■特別支援教育の充実 ●就学前教育・保育環境の充実 <ul style="list-style-type: none"> ■安心・安全な教育・保育環境の充実 ■子どもの貧困対策の充実 ■保幼小の連携強化 ●学校教育環境の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ■安全で良好な教育環境の整備 ■子どもの貧困対策の充実 ●放課後児童クラブの充実 <ul style="list-style-type: none"> ■放課後児童クラブの充実 <p>基本方針2 生涯にわたる充実した豊かな学び</p> <ul style="list-style-type: none"> ●生涯学習の充実 <ul style="list-style-type: none"> ■生涯学習の体制づくり ■現代的課題などに関する学習活動の推進 ●生涯スポーツ社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ■生涯スポーツの推進 ●社会教育施設の整備・充実 <ul style="list-style-type: none"> ■社会教育施設の整備・充実 ●家庭や地域の教育力の向上 <ul style="list-style-type: none"> ■家庭の教育力の向上 ■地域の教育力の向上 ●人権教育・啓発の推進 <ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの尊厳を大切にする人権教育 ■人権に関する多様な学習活動の充実 <p>基本方針3 誇りと愛着のある地域文化の保存・活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ●文化財の保護と活用 <ul style="list-style-type: none"> ■文化財の保護と活用 ●文化・芸術活動の促進 <ul style="list-style-type: none"> ■文化・芸術活動の促進

第4章 基本方針と施策

【基本方針1】 明日の宮津を創る子どもの育成

●学びの基礎を育てる教育・保育の充実●

【現状と課題】

市内の幼稚園と保育所(園)等では、幼稚園教育要領や保育所保育指針に基づき、幼稚園・保育所(園)・認可外保育施設等に入園する個々の子どもたちに応じた教育・保育を行っています。

こうした中、幼稚園・保育所という枠組を超えて、小学校就学を控えた全ての子どもたちのコミュニケーション能力を育むため、新たに国際交流員(CIR)を市内全ての幼稚園や保育所(園)、認可外保育施設に派遣するなど新たな取組も展開しています。

少子化や核家族化の進行と併せて、複雑・多様化する家庭環境や保護者の就労状況を見据え、多種多様なニーズに応じた質の高い教育・保育サービスを展開するほか、これまで以上に幼稚園、保育所(園)、認可外保育施設と小学校間の連携を深める取組が求められています。

【施策】

■質の高い就学前教育・保育の充実

- 幼児教育・保育を道徳性のめばえや人間形成の基盤ととらえ、人と人との関わりの中で多様な体験活動を行うほか、絵本や物語などに親しむ活動を積極的に取り入れるなど、発達や学びの連続性を踏まえた幼児期の教育・保育を推進します。
- 異文化交流を通して、国際感覚やコミュニケーション能力の育成を図ります。
- 地域の自然を活かし、人材、組織、機関等との積極的な連携を図り、子どもや保護者、地域社会の多様な期待に応える魅力ある園づくりを推進します。
- 園(所)内外の研修や自己研鑽などの場に積極的に参加するとともに、絶えず資質の向上に努め、質の高い教育・保育を提供します。
- 幼稚園、保育所(園)、認可外保育施設及び家庭と連携して、小学校の体験入学や出前授業を行うなど、幼児の学校生活への適応と基本的生活習慣や学習習慣の確立に向けた取組を推進します。
- 幼稚園、保育所(園)、認可外保育施設と小学校が互いの内容を理解し、就学前の子どもたちが小学校の生活や学びに円滑に適応できるようにするためのプログラムを作成します。また、幼稚園、保育所(園)、認可外保育施設が保健センター等との情報を共有し、小学校入学に向けた幼児の連携シートを作成して小学校と交流するなど、幼児期の教育と小学校教育の接続に向けた取組を推進します。

【主な目標指標】

目標指標	現状	目標(H32)
幼稚園入園児数（公立のみ「休園施設除く」）	45名（平成26年度）	90名
幼稚園3歳児教育の実施（公立のみ）	0園（平成26年度）	2園
幼稚園一時預かり実施数（公立のみ）	0園（平成26年度）	2園
幼稚園ひろばの実施（公立のみ）	1園（平成26年度）	2園
幼稚園・保育所職員の全体研修数（公私）	1回（平成26年度）	4回

●質の高い学力の充実・向上●

【現状と課題】

子どもたちの「基礎的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学習意欲」のバランスのよい定着を目指すため、基礎的・基本的な学習の定着と主体的に学ぶ習慣の確立など自ら学ぶ力の育成に努めてきたところです。

こうした中、本市の児童生徒の学力は、中学生は、ほぼ全国の平均値にありますが、知識や技能を活用する力に課題があるほか、小学生の学力の身に付きにくさが見られます。

少子高齢化やグローバル化の進展に伴い、地域社会や家族など子どもたちを取り巻く環境も大きく変容する中で、これまでの知識や技能のみならず、思考力や判断力、表現力、学ぶ意欲等に加え、主体的・協働的に課題を解決する力が求められています。

このため、未来を担う子どもたちが、多様で変化の激しい社会を生き抜く力を育成するため、学校（幼稚園及び保育所（園）を含む。）・家庭・地域社会が総がかりで子どもの教育に取り組むほか、学力の充実・向上等を図るため小中連携・小中一貫教育の推進が求められています。

●小中連携及び小中一貫教育について●

【小中連携】

小・中学校が互いに情報交換、交流することを通じ、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育。

【小中一貫教育】

小中連携のうち、小・中学校が目標を共有するとともに、小中学校における9年間を通じた教育課程を編成し、それに基づき行う系統的な教育。〔自治体（市町村教育委員会）によっては就学前教育を加えることもある。〕

資料：中央教育審議会による定義（中央教育審議会初等中等教育分科会「学校段階間の連携・接続等に関する作業部会「小中連携、一貫教育に関する主な意見等の整理」（H24.7.13）

【期待される主な効果】

- 学力の定着 ○学習意欲と学習能力の向上 ○問題行動や不登校の減少など生活力の高まり
- 児童生徒に力を付ける授業や生徒指導の改善 ○学校と地域社会・諸団体との関係性の深まり
- 小・中学校のPTAが課題や目標を共有し、協力・協働した取組

※本市においては、明日の宮津を創る子どもを育成していくため、児童生徒の学力の充実・向上や人間関係の急激な変化に対応できるよう、さらには、小学校へ就学した際、学習・生活スタイルの急激な変化にも対応できるよう幼児児童生徒を含む就学前から中学校卒業までの10年間を見通した上で、地域の実情に応じて小中一貫教育を推進することとします。

【施策】

■質の高い学力を育む

- 教師の指導力を向上させ、子どもたちの確かな学力と社会を生き抜く力を育むため、小中一貫教育を段階的に推進し、就学前から中学校卒業までの10年間の系統的な学習指導を推進します。
- 「全国学力・学習状況調査」結果等を基に、個に応じた指導を充実し、基礎的・基本的な学習の確実な定着を図ります。
- 各教科等において言語活動を充実するとともに、読書活動等を通じて「ことばの力」を活用して、必要な思考力・判断力・表現力を育成します。
- 単元指導計画や授業の改善に努め、確実な習得と主体的・協働的に学ぶ習慣を確立し、自ら学ぶ力を育成します。
- 家庭と連携した学習習慣の定着に向けた取組を推進します。
- 校内外の研修や自己研鑽などの機会を生かして、常に教員としての資質や指導力の向上に努め、質の高い学校教育を提供します。
- 信頼される学校づくりを進めるために、授業の工夫改善など指導法の向上を図るとともに、一人ひとりに応じたきめ細かな指導体制の充実を図ります。
- タブレット端末等のICT^{*2}機器を活用した双方向型の学習など、子どもの学習意欲や興味・関心を高める授業を実現するための取組を推進します。

※2 ICT…Information and Communication Technology の略で、情報や通信に関連する技術一般の総称のことをいいます。

■社会を生き抜く力を育む

- 人間としての生き方に関わる指導を基盤として、市内の地場産業などの職業体験や多様な社会体験など発達段階に応じたキャリア教育^{*3}やふるさと学習を推進し、望ましい職業観や勤労観を身に付け、自ら進路を切り拓く進路に関する指導を推進します。
- 読書傾向を把握して、幅広い読み物に親しむよう家庭や学校で読書啓発を行い、読書を通じて読書意欲の向上や読書習慣を育みます。
- グローバル化の進展の中で、主体的に生きる日本人としての基礎的資質を高め、交流体験などによる国際感覚の育成や異文化理解を含めた国際理解教育を推進します。
- 情報化社会の進展に伴い、発達段階に応じた情報活用能力を育成するとともに、情報に関するルール・マナーを身に付ける指導を推進します。
- 社会や経済の仕組みを理解し、積極的に社会とかかわる資質や能力を有する人材を育成します。

■学校・家庭・地域との協働による教育力の向上

- 地域社会の特性を活かし、多様な学習ができる環境の整備に努め、学習支援活動等

を通して地域コミュニティの絆を深める取組を推進します。

- 保護者並びに広く市民の信頼を得て、魅力ある学校づくりをめざし、積極的な情報提供を進めます。
- 子どもの豊かな成長を促し、質の高い学力を育むために、学校から家庭・地域社会へ積極的に情報を発信するとともに、常に教職員としての自覚と実践力をもって、相互に連携して学校運営の充実を図り、信頼される学校としての役割を果たします。
- 地球環境を視野に入れ、地域社会と連携した身近な環境学習や環境保全のための取組を充実し、自立循環型社会の実現につながる環境教育を推進します。

※3 キャリア教育…児童生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てる
ことを通じてキャリア発達を促す教育をいいます。

【主な目標指標】

目標指標	現状	目標(H32)
【質の高い学力を育む】 個に応じた指導の充実、系統的・組織的な取組による確かな学力の育成※ ¹	小学生（6年生） 国語 A 72.8% (72.9%) 国語 B 51.9% (55.5%) 算数 A 74.2% (78.1%) 算数 B 54.3% (58.2%) 中学生（3年生） 国語 A 78.8% (79.4%) 国語 B 54.7% (51.0%) 数学 A 67.5% (67.4%) 数学 B 63.0% (59.8%)	全国平均以上
【質の高い学力を育む】 国語や算数・数学の勉強が「好き」な子どもの割合※ ²	小学生（6年生） 国語 57.8% (59.2%) 算数 58.6% (66.1%) 中学生（3年生） 国語 40.4% (58.2%) 数学 56.2% (56.6%)	全国平均以上
【社会を生き抜く力を育む】 将来の夢や目標を持っている生徒の割合※ ³	中学生（3年生） 37.7% (46.0%)	全国平均以上
【社会を生き抜く力を育む】 自分で計画を立てて勉強している子どもの割合※ ⁴	小学生（6年生） 51.6% (61.0%) 中学生（3年生） 42.9% (46.6%)	全国平均以上
【社会を生き抜く力を育む】 難しいことでも失敗を恐れないで、挑戦しようとする子どもの割合※ ⁵	小学生（6年生） 68.7% (75.1%) 中学生（3年生） 57.0% (68.0%)	全国平均以上
【学校・家庭・地域との協働による教育力の向上】 学校の授業時間以外の勉強時間が30分に満たない子どもの割合※ ⁶	小学生（6年生） 21.1% (12.7%) 中学生（3年生） 35.1% (14.7%)	10%以下

【学校・家庭・地域との協働による教育力の向上】 今、住んでいる地域の行事に参加しようとする子どもの割合※ ⁷	小学生（6年生） 89.8% (68.0%) 中学生（3年生） 71.9% (42.9%)	平成26年度市平均以上
【学校・家庭・地域との協働による教育力の向上】 家の人が、授業参観や運動会などの学校の行事に参加する割合※ ⁸	小学生（6年生） 96.9% (96.5%) 中学生（3年生） 79.0% (83.1%)	全国平均以上

※1～8：文部科学省「全国学力・学習状況調査」（平成26年度）宮津市平均値、（ ）内全国平均値

●心身ともに健やかな子どもの育成●

【現状と課題】

子どもたちの知・徳・体の調和がとれ「生きる力」を備えた子どもを育成するため、豊かな体験活動を通した感性や社会性、ルールやきまりを遵守する教育のほか、学校生活を通して運動能力の向上に向けた目標立てと意欲を育む取組を推進しています。

こうした中、近年、全国ではいじめを苦に児童生徒が自殺するなど痛ましい事案が発生し、深刻な社会問題となっています。このため、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるとの意識の下、学校教育活動全体を通して自己肯定感や自尊感情を育てる人権教育などの取組をより一層実施していく必要があります。また、不登校についても深刻な課題として受け止め、宮津市教育支援センターの教育相談室「こころのまど」や適応指導教室「こころのひろば」を通した不登校対策を継続的に取り組んでいくことが求められています。

【施策】

■豊かな人間性を育む

- 「わたしたちの道徳」「京の子ども明日へのとびら」等、道徳資料を効果的に活用するとともに、体験活動を活かした多様な指導による、豊かな人間性を育む道徳教育の充実を図ります。
- ボランティア活動など豊かな体験活動を通して感性や社会性を育み、また、よりよい社会を形成するために、「主権者の意識を育む教育」の推進による、法をはじめ、実生活の中でのルールやきまりについて自ら考え、理解し、ふるまい（行動）に移す能力を育成します。
- ふるさとの行事や活動、ふるさと検定の取組等を通して文化や歴史を理解するとともに、宮津の「知恵」を大切にして地域への帰属意識を高め、ふるさとに誇りをもち、地域社会に貢献する人材を育成します。

■たくましいからだの育成

- 全国体力・運動能力調査等の結果を活かし、自己の運動能力を理解するとともに、生活基盤を充実し、発達段階に応じて、業間や部活動、土曜日等を活用して自己の体力、運動能力の向上を図ります。
- 心身の成長を支える基本的な知識や望ましい生活習慣を身に付けるとともに、学校保健計画を充実し、薬物乱用防止や喫煙防止、感染症や性に関する教育など、健全な心身の育成を図るための保健教育を推進します。
- 学校における望ましい食習慣の推進に当たっては、食物アレルギーなど新しい課題に対応するとともに、食に関する指導計画に基づく教科横断的な指導を充実します。
- これまで以上に、地元食材を積極的に学校給食に取り入れ、児童生徒の食を通して食育を推進し、生産者と学校給食との円滑な連携を促進する取組を推進します。

■個性や能力の育成

- 地域の自然を活かし、人材、組織、機関等との積極的な連携を図り、子どもや保護者、地域社会の多様な期待に応える魅力ある学校づくりを推進します。
- 同和教育で培った成果を踏まえ、あらゆる人権問題の正しい理解とその解決を図るために、学校や学級生活を通して自己肯定感や自尊感情など人権意識の基盤を高め、すべての人の尊厳と人権が尊重される人権教育を推進します。

■教育力の向上

- いじめや暴力行為、不登校の未然防止・早期発見・早期対応を図るとともに、「教育支援センター」等関係機関との連携を深めるなど生徒指導体制の充実を図ります。特に、いじめ問題は重大な人権侵害行為であるとの自覚のもと、「学校いじめ防止基本方針」に基づいた取組を推進します。
- すべての教育活動の中で心のふれあいを大切にした教育環境づくりに努め、教員相互の連携・協働を進める方法を工夫し、心身ともに健康で意欲的な教育活動に専念できる環境の充実を図ります。
- 「小1 プロブレム」^{※4}や「中1 ギャップ」^{※5}などの問題を解消するため、一人ひとりの学習や心身の発達の連續性を重視した教育活動を展開するとともに、幼稚園・保育所(園)・認可外保育施設・小中学校間の連携を強化するなど、小中一貫教育を推進します。
- 子どもの生活習慣の確立や豊かな心の育成のための活動や、子育ての悩みや不安に対応するための家庭教育に関する学習支援を行います。
- 子育てに関する相談活動やPTAとの協力体制の確立、要保護児童対策地域協議会(要対協)^{※6}など関係機関と連携した児童虐待の早期発見、早期対応できる体制を推進します。
- 地域社会が子どもを育み、成長する場であることから、地域や社会教育関係団体と連携した学校支援活動の充実を図ります。
- 地域行事やボランティア活動など地域社会の力を活かした社会参加活動の充実を図ります。
- 「宮津市スポーツ振興計画」を踏まえ、生涯にわたってスポーツに親しむ機会や環境を充実し、運動習慣づくりを担う指導者を育成します。
- 多様な体験活動や学習ニーズに対応する学習環境としての公民館活動の充実に努め、社会教育施設の積極的な活用を図ります。

※4 小1 プロブレム…入学したばかりの1年生で、集団行動がとれない、授業中座っていられない、話を聞かないなどの状態が数ヶ月継続することをいいます。

※5 中1 ギャップ…小学校から中学校への進学において、新しい環境での学習や生活へ移行する段階で、不登校等の生徒指導上の諸問題につながっていく事態等をいいます。

※6 要保護児童対策地域協議会…虐待を受けている子どもを始めとする要保護児童の適切な保護を図るために、関係機関等により構成され、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う協議会をいいます。

【主な目標指標】

目標指標	現状	目標(H32)
不登校児童生徒の発生率	小学生 3人／0.35% 中学生 12人／3.28% (平成26年度)	0%
いじめの認知件数／発生率	小学生 389件／45.9% 中学生 56件／15.3% ※平成26年度2学期末現在	減少させる
認知されたいじめの年度内解消率	小学生 388件／99.7% 中学生 56件／100.0% ※平成26年度2学期末現在	100%
いじめはいけないことだという意識がある児童生徒の割合※ ¹	小学生 96.1% 中学生 88.6%	増加させる
学校のきまりや規則を守る意識がある児童生徒の割合※ ²	小学生 87.5% 中学生 89.5%	増加させる
人の気持ちが分かる人間になりたいと思う児童生徒の割合※ ³	小学生 90.6% 中学生 86.0%	増加させる
人の役に立つ人間になりたいと思う児童生徒の割合※ ⁴	小学生 93.8% 中学生 86.0%	増加させる

※1～4：文部科学省「全国学力・学習状況調査 児童生徒質問紙」(平成26年度)宮津市平均値

●特別支援教育の充実●

【現状と課題】

発達障害を含む特別な支援を必要とする子どもを対象として、各小中学校において通級指導教室や特別支援学級を設置するほか、幼稚園や保育所(園)を含め特別支援教育支援員等を配置するなど子どもの発達に応じた支援を行っています。

こうした中、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システム^{※7}の構築に向けた特別支援教育の推進が新たに求められています。

本市では、特別な支援を必要とする子どもが増加する中、個々の教育的ニーズに応じた教育支援と併せ、共生社会の形成に向けた特別支援教育を推進することが求められています。

【施策】

■特別支援教育の充実

- 各幼稚園・保育所(園)において、保育士や教諭を加配する等、支援体制を整備し、一人ひとりの教育・保育ニーズに応じ、家庭や専門機関との連携を密にした障害児教育・保育を推進します。
- 医療、福祉、教育の関係者で構成する子どもの障害の特性に応じた適切な教育が小中学校で受けられるよう、宮津市教育支援委員会において適切な就学指導や教育的支援を推進します。
- 発達障害を含む特別な支援を必要とする一人ひとりの子どもたちの教育的ニーズに応じた適切な教育課程の編成や、保護者の意向を十分に反映した教育支援計画を策定するとともに、校内委員会や特別支援教育コーディネーター^{※8}のもと、特別支援教育の充実を図ります。
- 小中学校の通常学級に在籍する障害のある子ども（学習障害、注意欠陥・多動性障害、高機能自閉症等）への適切な指導にあたるため、特別支援教育支援員の配置の充実を図ります。
- 障害のある子どもへの適切な指導を進めるため、ユニバーサルデザイン^{※9}の視点を取り入れた授業づくりの研究を進めます。
- 特別支援教育について、教職員への研修を行い、指導力の向上を図ります。
- 学校間の交流及び共同学習などを通じて、インクルーシブ教育システム構築を推進するとともに、教職員が合理的配慮の理念を学ぶ研修を実施するなど、障害の有無にかかわらず誰もが共にいきいきと暮らしやすい社会を目指す取組を推進します。

※7 インクルーシブ教育システム…人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みをいいます。

※8 特別支援教育コーディネーター…小中学校における校内委員会での推進役、専門家チーム、関係機関や保護者との連絡調整等を行い、子どもの実態把握、必要な教育的支援の実施、学校種間の連携等を進める教員をいいます。

※9 ユニバーサルデザイン…調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいいます。

●就学前の教育・保育環境の充実●

【現状と課題】

本市では、少子化や就労形態の多様化などにより共働き世帯が増加しており、拡大する子ども・子育て支援の需要に応えていくことが求められています。

現在、市内には、公立の幼稚園が2箇所、民間の幼稚園が1箇所、公立の保育所が3箇所、民間の保育園が5箇所、認可外保育施設は1箇所が設置されています。

近年では民間保育園へ入園する児童数が増加傾向にある反面、幼稚園等への入園児童数が減少している状況です。このため、本市の少子化に伴う幼稚園や保育所(園)の入園児童数の減少も視野に入れながら、幼稚園と保育所(園)のそれぞれの機能を有する認定こども園^{※10}の整備も進めていく必要があります。また、幼稚園では空調設備の整備が遅れていることも課題となっています。

また、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していくよう、子どもの貧困問題に関する施策の推進が求められています。

【施策】

■安心・安全な教育・保育環境の充実

- 園児が快適に園生活を過ごせるよう幼稚園の教室に空調設備を整備します。
- 幼稚園で、安心・安全で充実した給食を提供できるよう検討していきます。
- 幼稚園や保育所において、園児が使用するトイレの洋式化の整備を進めます。
- 適正な教育・保育環境を確保するため、認定こども園の整備を進めます。

■子どもの貧困対策の充実

- 未就園などの子どもを持つ家庭や経済的に困難な家庭に対して、就学援助制度の周知や小学校教育に係る相談に応じるなど、必要な家庭教育支援を行います。
- 多子世帯の経済的負担を軽減するため、3人目以降の幼稚園・保育所等に係る保育料の軽減を継続します。

■保幼小の連携の充実

- 一人ひとりの学習や心身の発達の連続性を重視した教育活動が展開できるよう、幼稚園・保育所(園)・認可外保育施設・小学校間等の連携の充実を図ります。

※10 認定こども園…保護者が働いている働いていないに関わらず利用でき、教育・保育を一体的に行う施設をいいます。

【主な目標指標】

目標指標	現状	目標(H32)
市立幼稚園の空調整備	26.7% (平成26年度末)	100%
市立幼稚園・保育所トイレの洋式化	36.0% (平成26年度末)	100%

●学校教育環境の整備・充実●

【現状と課題】

学校施設は、児童生徒が1日の大半を過ごす学習・生活の場であるとともに、災害時には地域住民の避難場所としての役割も担っていることから、その安全性の確保は極めて重要であります。このため、本市においては順次耐震化工事を行っており、残る1校の耐震化工事に早急に取り組む必要があります。

また、非構造部材については、経年劣化による設備、外壁の老朽化、窓ガラス等や屋内運動場の吊り天井の落下など、より危険性や緊急性が高いものについては、今後、計画的な耐震対策を実施していく必要があります。

学校教育環境においては、全ての児童生徒の学習意欲の向上を図り、また、質の高い教育が受けられるよう、空調機、情報教育機器、学校図書、教材備品等の計画的な整備が求められています。

さらには、本市では、中学校における学校給食の提供ができていないことから、学校給食の完全実施に向けて検討していく必要があります。

一方で、本市の人口減少に伴う児童生徒数の減少により、北部の小中学校においては、在籍者不在の学年や男女数の偏り、複式学級の編制など、集団教育を必要とする教育の実施が困難な学校があることから、多様な人間関係の構築、文化・体育活動などを通じて切磋琢磨が出来るなどの望ましい教育環境を整備する必要があります。

なお、学校の統廃合により廃校となった施設は未活用であることから、当該施設の有効活用が求められています。

また、すべての子どもが生まれ育つ環境に左右されることなく、その将来に夢や希望を持って成長していくよう、子どもの貧困問題に関する施策の推進が求められています。

【施策】

■安全で良好な教育環境の整備

- 児童生徒の安全性を確保するために、学校施設の耐震対策を計画的に進めます。
- 児童生徒が快適に学校生活を過ごすため小中学校の普通教室に空調設備の整備を順次進めます。
- タブレット端末等のICT機器を活用した双方向型の学習など、子どもの学習意欲や興味・関心を高める授業を実現するための取組を推進します。(再掲)
- 学校読書活動の基である学校図書の整備、充実に取り組みます。
- 児童生徒の学習の充実を図るため、必要な教材備品等の整備・充実を図ります。
- 子どもたちの健全な成長を促すため、中学校給食の早期完全実施、保護者負担の軽減検討など、学校給食の充実に取り組みます。

- 保護者や地域の方々との協議を踏まえ、小中学校の学校再編を行い、子どもたちのより良い教育環境を確保します。
- 子どもがけがを恐れず走り回れるような野外活動環境を整備し、子どもの健全な発育・成長を促すため、校庭等の芝生化を検討します。
- 地域の実情を踏まえ、あらゆる災害を想定した避難計画を作成して危機管理体制を強化するとともに、児童生徒が、的確な判断のもと、危険を回避する能力を身に付け、自らの生命と安全を確保するための防災教育を徹底します。
- 地域と連携した校内外の安全確保を図るとともに、京都府の「学校における安全教育の手引き」をもとに、災害・生活・交通の三位一体の学校安全計画に基づき、発達段階を考慮した安全教育の推進と、教職員の危機管理意識の向上を図ります。
- 地域や関係機関等との協議を踏まえ、廃校施設の効果的な利活用を検討します。

■子どもの貧困対策の充実

- 小中学校に配置するまなび・生活アドバイザー^{*11}と福祉関係者が核となり、自治会、民生・児童委員等の福祉関係者により、子どもの学習・生活を支援するネットワークの構築を推進します。
- まなび・生活アドバイザーやスクールカウンセラー^{*12}の外部専門家を未配置校にも派遣し、子どもの状況に応じた学習支援や福祉施策に繋げていく取組を実施します。
- 放課後又は長期休業中の学校において、学習に課題を抱える子どもに対して、学校の教員退職者などのボランティア等が学習を支援する取組を実施します。
- すべての教職員が子どもの貧困問題に関する理解を深めるための研修を実施し、意識の高揚を図ります。
- 小学校入学時の子どもの生活状況等を把握し、一人ひとりに応じた指導・支援を継続的に実施します。
- 小学校中学年におけるつまずきをなくすため、学校において放課後等に学習する機会を設けるなど、きめ細やかな学習支援を実施します。
- 経済的に困難な状況に置かれている子どもをはじめとするすべての子どもに、基礎学力の定着と希望する進路の実現を図るため、家庭での生活習慣の確立や学習習慣の定着への取組など家庭・地域と連携した取組を推進します。
- 中学校入学後の早い時期に行う「中1振り返り集中学習」^{*13}や、希望進路の実現に向けた中学3年生の補充学習の実施など、子どもの学力のさらなる向上を図る取組を実施します。
- 経済的理由により、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対する就学援助制度を拡充します。
- 学業が優良で、経済的理由により著しく修学が困難な学生及び生徒を支援するため、大学生等までを対象とした奨学金制度を検討します。
- 高等学校へ進学する生徒の保護者に対する経済的負担を軽減するため、通学費の支援を検討します。

- ※11 まなび・生活アドバイザー…小中学校に配置され、子どもの基本的な生活習慣を確立し、学習習慣の定着を図るため、退職教職員や社会福祉の専門家をいいます。
- ※12 スクールカウンセラー…小中学校に配置され、児童生徒及び保護者へのカウンセリング、教職員への助言などを行う専門家をいいます。
- ※13 中1振り返り集中学習…分数やかけ算など小学校で習得しておくべき基礎を十分に身に付けないまま中学校に進学し、授業について行きにくい生徒を対象として、小学校段階の振り返り学習を中心に行う補習のことをいいます。

【主な目標指標】

目標指標	現状	目標(H32)
市立小中学校の耐震化	91.2% (平成26年度末)	100%
非構造部材の耐震対策	26.5% (平成26年度末)	42%
中学校給食	0% (平成26年度末)	100%
市立小学校の空調整備	4.9% (平成26年度末)	53%
市立中学校の空調整備	11.9% (平成26年度末)	44%
市立小学校の理科備品整備	39.6% (平成26年度末)	70%
市立中学校の理科備品整備	35.9% (平成26年度末)	70%
市立小学校の算数備品整備	46.8% (平成26年度末)	80%
市立中学校の数学備品整備	19.7% (平成26年度末)	70%

●放課後児童クラブの充実●

【現状と課題】

市内には、現在、放課後児童クラブは5箇所（直営2箇所、民営3箇所）が設置され、各放課後児童クラブの運営主体・方針・内容は地域に応じた運営状況となっています。特に大半の放課後児童クラブは、学校から離れた公共施設で開設するなど地域によって設置場所も異なっています。

子どもたちが安心して放課後を過ごすためにも、学校内若しくは学校の敷地内で設置することと併せ、運営主体も法人格などを有する団体による運営の検討が求められています。

【施策】

■放課後児童クラブの充実

- 子どもたちが放課後や長期休業中に安心して放課後児童クラブで過ごすことができるよう、支援員や相談員の配置を充実するほか、環境整備の充実を図ります。
- 市内全ての放課後児童クラブの設置場所について、学校の空き教室若しくは学校敷地内の検討を進めます。
- 民営の放課後児童クラブについては、社会福祉法人などの法人格を有する団体への運営主体に移行することを検討していきます。
- 放課後児童クラブの支援員・指導員の資質の向上を図ります。
- 放課後児童クラブ間における支援員・指導員の交流機会の充実を図ります。
- 放課後児童クラブと学校との連携強化を推進します。
- 放課後児童クラブにおいて、家庭との連携を深めることが重要であることから、家庭相談の体制の充実を図ります。

【主な目標指標】

目標指標	現状	目標(H32)
学校空き教室や学校敷地内での運営施設数	1箇所（平成26年度）	3箇所
指導員の交流機会の回数	0回（平成26年度）	3回
指導員の研修機会の回数	1回（平成26年度）	3回

【基本方針 2】 生涯にわたる充実した豊かな学び

●生涯学習の充実●

【現状と課題】

近年、急速に少子高齢化が進み、個人の生活様式や価値観が多様化・複雑化しています。また、社会全体がグローバル化、情報化する中で、適切な情報を常に更新しながら、速やかに発信していく必要性が高まっています。

本市では、いつでもどこでも学べる生涯学習社会の実現に向け、市広報誌やホームページ、各地区の公民館だよりなど、様々な生涯学習情報の提供を行っています。また、地区公民館や図書館、みやづ歴史の館などの生涯学習施設における事業として、各種講座や展示を実施し、学習機会の提供を図るなど、生涯にわたる市民の学習活動を多方面から支援しています。

今後、さらに、生涯学習に関する迅速で効果的な情報提供を行いながら、多様化が進む市民ニーズを敏感に捉えた学習機会の提供や、適切な支援を進めるとともに、市民の学習の成果が地域に活かされ、地域における学びの循環が図られていく社会を創っていくことが課題となっています。

また、生涯学習社会の実現に向けては、社会教育活動を行う団体の協力が不可欠ですが、近年、構成員の高齢化や減少に伴い活動に支障をきたしている例も散見されることから、指導員等の育成や関係団体の組織強化を図るとともに、団体間の連携を促進するなどにより、活動の活性化を図っていく必要があります。

【施策】

■生涯学習の体制づくり

市民が心豊かで充実した生活を求めて、多様な方法で生涯にわたる学習活動を主体的に行える生涯学習社会を実現するため、情報提供機能を向上や指導者の養成に努めるとともに、生涯学習関連施設のネットワーク化や有効活用、計画的な施設整備や機能充実など、ソフト・ハード両面での学習環境の整備に努めます。

また、市民の生涯にわたる学習機会の拡充や地域社会の形成を図る上で、社会教育関係団体などの果たす役割は重要であり、団体の自主性を尊重しつつ、その活動の意義を重視し、活性化に努めるとともに、主体的な活動ができるよう、求めに応じて専門的な指導と助言を行うなど、一層の連携強化に努めます。

- 自発的な学習支援のための情報提供と相談体制の充実や必要な情報の提供等を進めます。
- 市民の身近な学習拠点である中央公民館及び各地区公民館の活動の充実を図るとともに連携を深めながら、市民の学習ニーズや地域の特性・実情に応じた学習機会の充実を図ります。

- 生涯学習・社会教育における指導者の養成・確保と学習の成果を活かす場や機会を充実します。
- 多様な学習ニーズに対応するため、他の行政機関、NPOなど民間の教育活動も視野に入れた生涯学習推進体制を充実します。
- 市長部局及び学校教育、関係機関・団体等との連携強化による学習機会の拡充を図ります。

■現代的課題などに関する学習活動の推進

生涯にわたる自発的な学習活動の促進に努めるとともに、国際理解、環境問題、情報モラルなどの現代的課題に関する学習活動を推進します。

- 伝統文化の理解・尊重や、異なる文化や習慣、国際理解に関する学習活動を推進します。
- 環境問題についての正しい認識と責任ある行動力を身に付け、自立循環型社会の実現に向けた学習活動を推進します。
- 情報モラル、情報活用能力に関する学習・啓発活動を推進します。
- 男女共同参画社会の実現に向けた具体的な取り組みを推進するため、市としての新たな基本計画を策定するとともに、その趣旨を踏まえた多様な学習活動を推進します。
- 自分の命を守り、助け合いの大切さを身に付けるための防災に関する学習活動を推進します。
- 「宮津市高齢者保健福祉計画」の趣旨を踏まえた、高齢者のための多様な学習機会の提供と社会参加活動を促進します。
- 「宮津市障害者計画」の趣旨を踏まえた、障害のある人の自立と社会参画の促進及び相互扶助による充実した生活環境づくりを進めます。
- 諸外国との教育交流、インバウンド観光、地域の在住・在留する外国人等への対応など、グローバル化に対応できる人材の養成に向け、市民の語学力の向上等の基盤づくりを進めます。

【主な目標指標】

目標指標	現状	目標(H32)
市民一人当たりの図書の貸出冊数	6.5 冊(平成 26 年度)	10.0 冊

●生涯スポーツ社会の実現●

【現状と課題】

市民のスポーツに親しむ機会として、市または各競技団体が主催する市民を対象としたスポーツ大会や、スポーツ推進委員によるニュースポーツ^{*14} 教室等を開催するとともに、スポーツ関係団体の自主的な活動が活発になるよう支援しています。また、各競技団体等とも連携しながら、上部大会やプロバスケットボールなどの誘致により、一流スポーツを間近で体感できる場の創出に努めているほか、一人でも多くの市民がスポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう市広報誌等を通じて情報提供を行っています。

平成25年に実施した宮津市のスポーツに関する意識調査によると、「週に1日以上スポーツを実施する」成人の割合は36.1%と、平成19年の前回調査から11.4ポイント増加している一方で、スポーツを「全くやらない」割合が34.3%と、前回調査と横ばいの状況となっています。

今後、市民ニーズに合わせた情報の提供や広報を拡充するとともに、市民のライフスタイルに応じた誰でも気軽に参加できる事業の実施など、運動機会の拡充が求められています。

また、スポーツ・レクリエーション活動を推進する上で、スポーツ関係団体・関係機関や総合型クラブの架け橋～rainbow～^{*15} の協力が重要であることから、関係団体等との連携・支援を進めるほか、スポーツ指導者の発掘・養成や関係団体の組織強化を図り、「する・みる・ささえる」など、スポーツへの多様な関わりを通して、スポーツ振興を図っていくことが求められています。

【施策】

■生涯スポーツの推進

「宮津市スポーツ振興計画」に基づき、健康で豊かな市民生活の実現に向け、(公財)宮津市民実践活動センター、宮津市体育協会などと連携を密にし、「宮津市民のスポーツに関する意識調査報告書」等の資料の活用を図り、市民が生涯にわたってスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現に努めます。

- 各種大会、スポーツイベントへの市民参加の促進と健康づくり・体力の向上に資するスポーツ活動を推進します。
- スポーツ推進委員をはじめ各地区公民館、各競技団体・サークルと連携し、各種ニュースポーツ教室やスポーツ行事の実施等、日常的なスポーツ活動の充実・促進を図ります。
- 各地区健康広場を中心とした、歩くことから始める健康づくり運動を推進します。
- 宮津市体育協会と連携を図りながら、各競技団体の活動及び組織強化を支援するとともに、優れた選手の育成と強化や指導者の養成を進め、競技スポーツの振興を図り

ます。

- プロスポーツや各種競技の上部大会などの開催誘致などにより、一流スポーツを間近で体感できる場、トップレベルの競技者に触れることができる場の創出に努めます。
- 生涯スポーツを実践する場として「総合型クラブ天の架け橋～rainbow～」への支援と連携を進めます。
- 小・中学生対象のスポーツ大会などの開催や開催支援を行うなど、子どもスポーツの充実を図ります。

【主な目標指標】

目標指標	現状	目標(H32)
成人の週1回以上のスポーツ実施率	36.1%（平成25年度）	50.0%

※14 ニュースポーツ… 勝敗にこだわらずレクリエーションの一環として気軽に楽しむことを主眼とした身体運動をいいます。

※15 総合型クラブ天の架け橋～rainbow～

… 文部科学省が実施するスポーツ振興施策の1つで、幅広い世代の人々が、各自の興味関心・競技レベルに合わせて、さまざまなスポーツに触れる機会を提供する、地域密着型のスポーツクラブ「総合型地域スポーツクラブ」として、平成24年2月に本市で発足しました。

●社会教育施設の整備・充実●

【現状と課題】

社会教育施設は、社会教育関係団体や地域団体など、市民の自主的な学習活動の拠点施設として、教養の向上や調査研究等のため、多くの市民や市民サークルに利用されています。

本市では、こうした学習活動の推進のため、みやづ歴史の館、公民館、図書館、前尾記念文庫やスポーツ施設などにおいて、学習機会の提供、学習成果の活用、スポーツ活動や健康保持などについて、様々な取組を実施しています。

施設の運営に当たっては、安心・安全で利用しやすい施設となるよう、適宜、修繕等を行い良好な施設運営に努めています。しかしながら、各施設とも建築年数の経過により老朽化が進む中、利用者の利便性と安全性の確保という観点からも、今後、修繕等の他、大規模改修などを計画的に進めていく必要があります。

宮津市立図書館については、昭和46年の開設以来、本市の文化教養施設の中核として、広く活用されてきましたが、施設の老朽化が進むとともに、所蔵図書の増加に伴う施設の狭隘化が進み、現在の施設・機能では利用者のニーズに十分に対応できなくなっていました。

こうしたことから、地域課題解決の支援や子育て支援、交流のなど、図書館が持つ様々な可能性を踏まえた施設の整備や機能の充実が求められています。

また、図書館と隣接する前尾記念文庫においては、国内でも数少ない貴重な資料も多くあることから、大学機関等の研究資料としても活用されていますが、書籍情報がデータ化されていないなど、貴重な資料のPR・利活用に向けての基盤整備が不十分な状況の中、図書館との一体的な運営等、体制整備が課題となっています。

【施策】

■社会教育施設の整備・充実

生涯学習社会に対応するため、市民のニーズに応じた施設・設備の機能拡充と計画的な改修を進めるとともに、施設の特性を活かした活用を促進します。とりわけ、図書館については「地域の知の拠点」として、市民の生涯にわたる自主的な活動を支え、促進する場であることから、施設と機能の充実に努めます。

- みやづ歴史の館、各地区公民館、市民体育館等、社会教育施設の計画的な改修を進めるとともに、学校施設等、既存施設の有効活用を図るとともに、学習環境の整備・充実を図ります。
- 施設の利用実態を把握して利用率の向上を図るとともに、社会教育施設全体についてあり方を検討し、計画的かつ効率的な整備を行います。
- 前尾記念文庫が所蔵する貴重な歴史的資料についても、書籍情報のデータ化、ネットワーク化を進めるとともに、図書館との連携強化等により、効果的な資料活用を図

ります。

《図書館》

- 多様な学習ニーズに応える図書館資料及びサービスの充実を図るとともに、移動図書館車や団体貸出などにより図書館の利用を促進します。
- 家庭教育への支援や学校図書館との連携を強めるなど、「宮津市子どもの読書活動推進計画～智恵の輪読書プラン～」に基づく取組を推進します。
- 図書館や地区公民館等における市民ボランティアとの協働による読書活動の推進を図るとともに、読書ボランティアとの連携等により子どもの読書活動を推進します。
- I C T 環境の整備と情報システムの活用により、図書館情報やサービスの P R を進めるとともに、利用者利便の向上と全域サービスの充実を図ります。
- 施設のバリアフリー化、サービスの多様化を進め、幼児から高齢者、障害のある方、すべての利用者が気軽に読書を楽しめる環境づくりを進めます。
- 「子育ての場」「交流の場」としての機能も含めた、宮津にふさわしい新しい図書館の整備を早期に実現します。

【主な目標指標】

目標指標	現状	目標(H32)
市民一人当たりの図書の貸出冊数(再掲)	6.5 冊(平成 26 年度)	10.0 冊

●家庭や地域の教育力の向上●

【現状と課題】

家庭はすべての教育の出発点であり、基本的な生活習慣、豊かな心や他人に対する思いやりを育む上で重要な役割を担っています。また、子どもたちは、地域の中で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していくことが望まれています。

しかしながら、核家族化や少子化、地域における人間関係の希薄化、社会環境の変化や価値観の多様化などから、家庭及び地域の教育力が低下していると言われています。

家庭においては、保護者が、家族のコミュニケーションの機会を意識的に設けるとともに、大人自らが生活習慣を整え、社会のマナー及びルールの必要性を理解した上で、子どもに手本を示し、伝えていくことが重要です。また、地域社会の中で、子どもたちを見守る、育てるという機会が少なくなっていることから、行政や民間団体、ボランティア等の連携により、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進める必要があります。

【施策】

■家庭の教育力の向上

家庭の教育力を高めるため、学校・行政が家庭・地域に積極的に情報発信して、関心と理解を高め、学校・家庭・地域が役割分担するとともに、学校地域社会並びに関係部局・機関と連携しながら、親に対する家庭教育の支援やサポート体制の充実に努めます。

- 生命を大切にする心、思いやる心など、豊かな心を育む家庭の教育力を高めるための学習機会の充実を図ります。
- 食育の重要性についての理解の促進と子どもの食習慣をはじめとする基本的な生活習慣の確立に向けた取組を推進します。
- 家庭における読書活動の重要性についての理解の促進及び子ども読書本のしおりコンテストをはじめとする、学校・家庭との連携による読書習慣の確立に向けた取組を推進します。
- 親同士のつながりを促進する「親のための応援塾」やサロンなど身近な場での交流や宮津市教育支援センターにおける相談活動などサポート体制の充実を図ります。
- 家庭教育に関する資料の活用や情報提供を推進します。
- 学校教育に関する理解の促進や学校の情報発信の充実など、家庭と学校の連携・協働を推進します。
- 親のPTA活動などへの積極的な参加促進とPTA活動の活性化に向けた支援の充実を図ります。
- 子育ての悩みや不安にきめ細やかな対応をするための福祉関係機関やNPO、企業の参画による連携の推進と指導者等の養成と活用を推進します。

■地域の教育力の向上

地域社会における人間力を高め、地域の課題を解決するとともに、高齢者や障害のある人も一緒に参加できるよう地域の絆を強める取組を推進します。また、こうした活動を学校・家庭と連携しながら、地域全体で子どもを健やかに育む取組にも活かせるよう支援に努めます。

- 各地区公民館活動を通じて、地域の教育力向上を図る取組を推進します。
- 学習活動、読書活動、安全確保、環境整備など地域住民や保護者が学校を支える取組を推進します。
- 「あいさつ運動」や「声かけ」、地域の特色や子どもの発達段階を踏まえた体験活動等による地域で子どもを育てる取組を推進します。
- 「子ども地域安全見守り隊」など、関係機関・団体との連携強化による子どもの安心・安全な活動の場づくりを進めます。
- 子どもが、地域の行事等へ参画し、様々な人々との交流を通して、協調しあうことや人の役に立つことの大切さを実感できるボランティア活動等の体験活動を促進します。
- インターネット上の有害情報対策等の啓発を含めた社会環境浄化の取組や「中学生の主張大会」など健全育成活動を推進します。
- 子どもの健全育成に向けた学校、家庭、地域社会及び関係諸機関、団体とのネットワークを充実します。

●人権教育・啓発の推進●

【現状と課題】

本市では、人権教育・啓発に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための基本的指針として、平成13年に「人権教育のための国連10年宮津市行動計画」を、平成18年に「宮津市人権教育・啓発推進計画」を策定し、あらゆる教育活動を通じて人権教育・啓発に係る取組を推進してきました。しかしながら、平成27年に実施した「宮津市人権に関する市民意識調査」の結果でも、依然として、家庭、地域、職場、学校等、様々な場面で人権問題が幅広く存在していることが伺えます。

こうしたことから、人権尊重が日常生活のすみずみにまで浸透した人権感覚の豊かな地域社会を実現していくため、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、平成27年に「宮津市人権教育・啓発計画（第2次）」を新たに策定しました。

今後は、この計画に基づき、より実態に即した人権教育を引き続き推進していくことが求められます。

【施策】

■あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権意識の高揚を図るためにこれまで実施してきた教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果も踏まえ、法の下の平等、個人の尊重といった人権の普遍的な視点からのアプローチと、同和問題や女性・子ども・高齢者・障害のある人・外国人等の具体的な人権問題に即した個別的な視点からのアプローチを組み合わせ、親しみやすいテーマや分かりやすい表現を用いるなど創意工夫をこらしながら、あらゆる場や機会を通じた人権教育・啓発を進めます。

- 市民一人ひとりが、学校、幼稚園・保育所（園）、企業・職場、地域社会、家庭など、あらゆる場を通じた様々な人権問題の解決に向けた学習活動の促進と、人権尊重を日常生活の習慣として身に付け、実践できる態度を育成する取組を推進します。
- 教職員・社会教育関係者、医療関係者、保健・福祉関係者、消防職員、市職員・メディア関係者など、人権と特に関わりの深い職業の従事者に対する人権教育・啓発を強化し、人権意識の高揚に向けた取組を推進します。

■総合的かつ効果的な学習活動の推進

人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るために、単なる知識の伝授にとどまらず、日常生活における行動に結び付けるための技術や人権に配慮した態度を総合的に育んでいくことが重要となります。こうしたことから、人権教育・啓発の推進を支える指導者の養成や学習教材や啓発資料の整備を進めるとともに、京都府や近隣市町村及び関係団

体等との連携に勤めながら、効果的かつ多様な学習・啓発活動の充実に努めます。

- 「宮津市人権に関する市民意識調査」の調査結果を踏まえた研修及び啓発を推進します。
- 人権教育における指導体制を充実するため、「人権教育を推進するための指導者用手引き」の活用を図るとともに、人権教育を推進していく指導者の育成及びその資質の向上を図ります。
- 学習意欲を高めるような参加・体験型の学習プログラムの開発を図るとともに、広く関係機関にその成果を普及します。
- 人権教育研修資料の充実を図るとともに、効果的な活用及び学習内容や方法の工夫改善を行います。
- いじめや虐待などの問題解決に向けた、家庭、学校、地域社会が連携による取組を推進するための学習機会を充実します。
- 障害のある人の自立と社会参加の促進や、女性、高齢者などそれぞれの立場の人々の自己実現に向けた学習活動を支援します。
- 人権尊重の心を培う機会として、青少年を対象とするボランティア活動や体験活動など多様な体験活動の充実を図ります。
- 市民を対象とした人権に関する多様な学習活動を推進するとともに、学校、家庭、地域社会、企業及び関係諸機関・団体と連携した取組を促進します。

【基本方針3】 誇りと愛着のある地域文化の保存・活用

●文化財の保護と活用●

【現状と課題】

宮津市は、特別名勝・天橋立をはじめとする豊かな自然景観に恵まれるとともに、古くから丹後国を中心都市や門前まち、城下町、港町として栄え、今もその風情を色濃く残す歴史と文化のまちです。

これらの歴史文化や景観資源への理解を深める取組として、講演会・講座などの開催や市史編さん事業の実施、資料館等での文化財の展示公開や地域に残る文化財の紹介、見学会等にも取り組んできました。また、市内の文化財等に関する調査を進め、新資料の発掘と価値づけに努めるとともに、これらの文化財指定を行うことで地域の文化財の保護を進めてきました。さらに、地域住民や歴史まちづくり団体とも連携・協調を図りながら、国指定重要文化財旧三上家住宅を始めとする指定文化財の活用や、生活文化と景観が一体となった市域の重要な文化的景観^{*16}の保護を進めています。

宮津市の歴史文化を展示・紹介する市内の博物館施設である歴史資料館は、財政再建の取組の中で、平成19年度から休館していましたが、市主催のイベント時のほか、市内の学校や市民団体・文化団体等と連携する形で、平成26年度から常設展示のみを特別開館し、遊休施設の活用を図るとともに、市民の地域文化に関する理解と認識を深めています。

近年、歴史文化資源を活かした地域活性化の取組や、景観まちづくり、文化的景観保護の取組が官民間わざ盛んに進められており、博物館や資料館での展示や催し物の充実、文化財を学習する機会の充実に対するニーズが高まっています。

これらを踏まえ、市民の大切な財産である文化財を守り伝えていくために、歴史資料館の本格的な再開も含め、本市の文化財の魅力を積極的に発信していくと同時に、まちづくりや観光資源など市民生活への積極的な活用を進めていくことが求められています。

【施策】

■文化財の保護と活用

悠久の歴史に育まれ、現在も数多くの文化財が受け継がれています。これら豊かな歴史・文化資源を大切に保護し、後世に伝えるため、さらに歴史資源の調査を進めて新たな文化財指定を推進します。また、市民と行政が一体となってこれらの地域資源を積極的に保存・活用・継承することにより、歴史的・文化的遺産を活用した魅力的なまちづくりを推進します。

- 「宮津市文化財保護条例」に基づく文化財の調査、保護及び指定を推進します。
- 学校でのふるさと学習や公民館の生涯学習講座などと連携しながら、文化財への理解を深め、次世代に引き継ぐための普及啓発活動を推進します。

- 市域にある文化的景観の保護及び活用と国的重要文化的景観選定に向けた取組を推進します。
- 市民の郷土意識や機運の醸成を図りながら、文化財等の歴史的資源を活かしたまちづくりを推進します。
- 「重要文化財旧三上家住宅」の活用の推進を図るとともに、地域の歴史・民俗文化資料の調査、収集、保存及び活用を図ります。
- 歴史文化の拠点施設である歴史資料館について、地域の児童生徒・住民の歴史学習施設、観光交流施設としての活用を図るとともに、本格的な再開に向けた検討を進めます。
- 埋蔵文化財の分布調査や試掘調査・確認調査等を行い、市内遺跡の内容や規模の確認、適切な保護を図るとともに、地域の歴史的資源としての活用を図ります。
- 成相寺境内の史跡化及び保護・活用や文化的景観の保護・活用等を通じて、天橋立の価値を体現する美しい地域づくりを進めるとともに、それを地域の普遍的な価値として世界遺産登録につなげていきます。

【主な目標指標】

目標指標	現状	目標(H32)
文化財の指定・登録件数	139件(平成26年度)	150件

※16 重要文化的景観…日本の景観計画区域または景観地区内にある文化的景観であって、都道府県または市町村が保存措置を講じているもののうち、特に重要なものとして文化財保護法第134条第1項の規定に基づき国（文部科学大臣）が選定した文化財をいいます。

●文化・芸術活動の促進●

【現状と課題】

本市では、市や(公財)宮津市実践活動センター、各種団体が実施する宮津会館、みやづ歴史の館、地区公民館を中心とした芸術文化活動、各種講座等を通して、市民が芸術・文化に親しむ機会を提供しています。また、市民や団体と協働して文化祭など芸術文化事業を行い、市民の活動成果の発表機会の充実に努めています。

こうした中、文化・芸術活動を担う各団体の構成員の高齢化や減少に伴い活動に支障をきたしている例も散見されることから、伝統文化の継承や活動の活性化に向けた指導員等の育成や関係団体の組織強化が求められています。

【施策】

■文化・芸術活動の促進

日常生活の中に喜びや楽しみ、明日への活力をもたらす文化活動の推進を図るため、(公財)宮津市民実践活動センター、宮津市文化団体協議会などと連携を深め、発表の機会・場の充実を図るなど、活動を支援するとともに文化的風土の醸成と新たな市民文化が育つ環境づくりを進めながら、市民の文化力の向上に努めます。

- 市民の創作活動・練習の場の確保への支援や自主的・創造的な芸術文化活動の育成・支援を行います。
- 伝統文化の継承に向けた住民気運の醸成を図るとともに活動の推進と次世代へつなぐ人材の育成を図ります。
- 優れた芸術文化に触れる機会の提供及びその活動に関する情報提供を進めます。
- 創造性豊かな芸術文化活動の促進を図るとともに、「みやづ歴史の館」や地区公民館などの施設における文化活動を促進します。

第5章 あとがき

本市は、日本三景天橋立に代表される美しい自然と悠久の歴史にはぐくまれ、すぐれた文化を継承するまちです。先人が創造・蓄積してきた伝統や文化、産業や技術などは、人々の生活の中から生み出されてきた生きていくための「力」であり、宮津が誇る「知恵」であります。この知恵を理解し活用するとともに、たゆまぬ努力によって新たな知恵を探り入れて、より豊かなものとして未来に伝承していかなければなりません。

「川瀬の水も岩間の苔露の一滴から」のごとく、新たな知恵が大きな流れとなりやがて「大きな力」となって、地域やまちを動かし、新たな価値を創り出す力となります。この原動力になるのが「人を大切にする教育」であり、「心を豊かにする学習」であります。

近年、教育を取り巻く環境は、生活の多様化や少子高齢化、人口の減少、情報化やグローバル化の進展などにより大きく変化しております。

今、こうした環境の変化に迅速かつ的確に対応し、新たな時代の幕を開いていくためには、宮津が育んできた「知恵」を礎にした「教育」の力を抜きには語れません。

「地域再生」が強く叫ばれている今、宮津においても今後5年間を再生の正念場と捉えています。その再生の鍵を握るのは「教育」です。私達は「教育のまち みやづ」として、未来を担う子どもの育成、市民一人ひとりが自ら学び成長を続ける生涯現役の風土づくり、豊かな心が育まれ文化が息づくまちの基本理念の実現を目指すため、地域住民、学校や関係団体、行政が一丸となって社会総がかりで教育にあたることが大変重要であると考えております。

本計画の推進にあたり、「子は宝」として地域総がかりで子どもを育むとともに、自らも生涯学び続けるという気概を持ちながら、郷土への愛着や誇りを育む「教育のまち みやづ」の実現に向け、共に力強く歩んでいきましょう。

本市といたしましても、各施策の進捗状況について、定期的な点検・評価などの進行管理を行い、本計画の実現に向けて取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

資料編

■宮津市総合教育会議

職名	氏名
宮津市長	井上 正嗣
宮津市教育委員長	生駒 正子
宮津市教育委員長職務代理者	速石 直美
宮津市教育委員	田嶋 公子
宮津市教育委員	中村 勝利
宮津市教育委員会教育長	藤本 長壽

■総合教育会議の検討結果

第1回宮津市総合教育会議 (平成27年7月22日)	宮津市総合教育会議の運営について ・総合教育会議の趣旨 ・宮津市総合教育会議設置要綱 宮津市教育大綱(仮称)の策定に向けての意見交換
第2回宮津市総合教育会議 (平成27年10月21日)	宮津市教育大綱の策定について
第3回宮津市総合教育会議 (平成27年11月12日)	宮津市教育大綱の策定について 宮津市教育振興計画(仮称)について
第4回宮津市総合教育会議 (平成27年12月24日)	宮津市教育振興計画(中間案)について
第5回宮津市総合教育会議 (平成28年1月14日)	宮津市教育振興計画(中間案)について
第6回宮津市総合教育会議 (平成28年3月28日)	宮津市教育振興計画について

■宮津市教育委員会の検討結果

第1回宮津市教育委員会研究協議会 (平成27年10月15日)	宮津市教育大綱(素案)について
第2回宮津市教育委員会研究協議会 (平成27年12月16日)	宮津市教育振興計画(中間案)について
第3回宮津市教育委員会研究協議会 (平成28年1月6日)	宮津市教育振興計画(中間案)について
宮津市教育委員会定例会 (平成28年3月24日)	宮津市教育振興計画について

■パブリックコメントの実施

パブリックコメント (平成28年2月15日～2月29日)	宮津市教育振興計画(中間案)について
---------------------------------	--------------------